

別表七（二）付表三の記載の仕方

- 1 この明細書は、通算法人が令第112条の2第5項（通算完全支配関係に準ずる関係等）において準用する令第112条第5項第1号（適格合併等による欠損金の引継ぎ等）に規定する特定資産譲渡等損失額となる金額の計算を行う場合において、令第112条の2第5項において準用する令第112条第7項に規定する場合に該当するときに記載します。
- 2 「関連法人の特定資産譲渡等損失相当欠損金額の計算の明細」の各欄は、関連法人（令第112条の2第5項において準用する令第112条第7項に規定する関連法人をいいます。以下この記載要領において同じです。）を被合併法人とする同項に規定する承認前二年以内適格合併が法第57条第3項（欠損金の繰越し）に規定する共同で事業を行うための合併として政令で定める適格合併に該当する場合には、当該関連法人（同条第2項の規定により当該関連法人の各事業年度において生じた欠損金額とみなされた金額がある場合には、当該みなされた欠損金額に係る他の関連法人を含みます。）については、記載しません。
- 3 「関連法人対象事業年度の欠損金発生額6」及び「関連法人対象事業年度の欠損金発生額15」の各欄の内書には、法第57条第2項の規定により当該関連法人の各事業年度において生じた欠損金額とみなされた金額がある場合に、令第112条の2第5項において準用する令第112条第5項に規定する支配関係事業年度以後の各事業年度ごとに当該みなされた金額に係る他の関連法人の「11」の欄に記載された金額を合計した金額を記載します。この場合において、「欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額11」及び「欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額17」の各欄の記載に当たっては、その内書きした金額をそれぞれ「(6)」及び「(15)」の金額から控除して計算します。
- 4 「当該関連法人における損金算入額等7」の欄は、令第112条の2第5項において準用する令第112条第7項に規定する関連法人対象事業年度（6及び8において「関連法人対象事業年度」といいます。）に生じた同項第2号に規定する欠損金額のうち、当該関連法人において法第57条第1項の規定により令第112条の2第5項において準用する令第112条第7項に規定する前10年内事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたもの及び法第80条（欠損金の繰戻しによる還付）の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となったもの（同条第12項又は第13項の規定の適用がある場合には、これらの規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となった金額とされたもの）並びに法第57条第4項から第6項まで、第8項若しくは第9項又は令和2年改正法附則第20条第4項（欠損金の繰越しに関する経過措置）の規定によりないものとされたもの及び法第57条第3項の規定により当該関連法人の同条第2項に規定する未処理欠損金額に含まないこととされたものの合計額を記載します。
- 5 「譲渡等による損失の額の合計額8」及び「譲渡等による利益の額の合計額9」の各欄は、当該関連法人が令第112条の2第5項において準用する令第112条第7項に規定する支配関係発生日の属する事業年度開始の日前から有していた資産（令第131条の19第3項（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）において準用する令第123条の8第2項第1号から第5号まで（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）に掲げる資産に該当するものを除きます。）について令第131条の19第4項において準用する令第123条の8第4項各号に掲げる事由（同条第5項に規定する除外特定事由を除きます。）が生じた場合における当該各号に定める金額（その生じた事業年度の損金の額に算入されないものを除きます。）の合計額及び当該資産について令第131条の19第4項において準用する令第123条の8第6項各号に掲げる事由（同条第7項に規定する除外特定事由を除きます。）が生じた場合における当該各号に定める金額（その生じた事業年度の益金の額に算入されないものを除きます。）の合計額を記載します。この場合において、各欄の金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付

します。

- 6 関連法人対象事業年度において生じた欠損金額が法第58条《青色申告書を提出しなかった事業年度の欠損金の特例》の規定の適用がある欠損金額である場合には、「特定資産譲渡等損失額10」の欄（当該関連法人対象事業年度に係る部分に限ります。）は、「0」と記載します。
- 7 「関連法人の特定資産譲渡等損失相当額の特例計算」及び「関連法人の支配関係事業年度の前事業年度終了の時における時価純資産超過額又は簿価純資産超過額の計算並びに時価純資産価額及び簿価純資産価額の明細」の各欄は、通算法人が当該関連法人につき令第113条第13項《引継対象外未処理欠損金額の計算に係る特例》において準用する同条第8項の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 8 関連法人対象事業年度に法第80条第5項において

準用する同条第1項又は法第144条の13第11項《欠損金の繰戻しによる還付》において準用する同条第1項若しくは第2項の規定の適用に係るこれらの規定に規定する欠損事業年度（(1)及び(2)において「災害欠損事業年度」といいます。）がある場合の記載は、次によります。

- (1) 「欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額11」の欄（当該災害欠損事業年度に係る部分に限ります。）の記載に当たっては、当該災害欠損事業年度の別表七(一)「15の③」の金額を「(6)」の金額から控除して計算します。
- (2) 「欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額17」の欄（当該災害欠損事業年度に係る部分に限ります。）の記載に当たっては、当該災害欠損事業年度の別表七(一)「15の③」の金額を「(15)」の金額から控除して計算します。